

議案第 86 号

大口町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

大口町下水道事業の設置等に関する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用するため必要があるからである。

大口町下水道事業の設置等に関する条例

(下水道事業の設置)

第1条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、大口町下水道事業（以下「下水道事業」という。）を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第3条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 排水区域は、大口町の区域のうち、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する事業計画に定められた区域とする。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。

(会計事務の処理)

第6条 法第34条の2ただし書の規定により、下水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(1) 公金の収納又は支払に関する事務

(2) 公金の保管に関する事務

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 下水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第8条 町長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため町長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、町長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(大口町公共下水道事業特別会計設置に関する条例の廃止)

- 2 大口町公共下水道事業特別会計設置に関する条例(平成元年大口町条例第6号)は、廃止する。

(大口町監査委員に関する条例の一部改正)

- 3 大口町監査委員に関する条例(昭和39年大口町条例第5号)の一部を次のように改正する。

第8条中「第241条第5項」の次に「、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第2項」を加える。

(大口町下水道条例の一部改正)

- 4 大口町下水道条例(平成5年大口町条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

大口町監査委員に関する条例の一部改正新旧対照表（附則第3項関係）

新	旧
<p>(決算審査等)</p> <p>第8条 監査委員は、法第233条第2項及び第241条第5項、<u>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項</u>並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付されたときは、60日以内に意見を付けて町長に提出しなければならない。</p>	<p>(決算審査等)</p> <p>第8条 監査委員は、法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付されたときは、60日以内に意見を付けて町長に提出しなければならない。</p>

大口町下水道条例の一部改正新旧対照表（附則第4項関係）

新	旧
<p>第2条 <u>削除</u></p>	<p><u>(設置)</u></p> <p>第2条 <u>町に公共下水道を設置する。</u></p>

制 定 要 旨

1 制定の目的

下水道事業について、発生主義・複式簿記を採用した公営企業会計の適用を通じて、中長期的な視点にたった計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組むことが求められています。今般、地方公営企業法の財務規定等を適用することで、将来にわたる安定的な下水道サービスの提供に資するため、本条例を制定するものです。

2 改正の概要

(1) 財務規定等の適用（第2条関係）

地方公営企業法のうち、主に財務に関する規定を適用します。

(2) 経営の基本（第3条関係）

常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならないとされています。

(3) 重要な資産の取得及び処分（第4条関係）

地方公営企業法第33条第2項の規定に基づき条例で定める重要な資産の取得及び処分については、予算で定めなければならないとされています。

(4) 業務状況説明書類の作成（第8条関係）

年2回、業務の状況を説明する書類を作成しなければならないとされています。

3 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

4 備考

公共下水道事業特別会計については、令和5年3月31日をもって終了します（打ち切り決算）。